

坂井市防災訓練を実施します

災害に備え、坂井市では防災訓練（一時避難及び安否確認訓練）を実施します。いざというときに避難行動がスムーズに行えるよう一人でも多くの方がこの訓練にご参加くださいますようご案内いたします。

各地の大震災を教訓として、命を守り生きるための避難行動を確認しましょう。災害時には、一時避難場所での住民の点呼をとることで、家屋内での負傷者の把握などを行い、迅速な救援活動を行うことができます。

1. 実施日時

令和7年9月28日(日)8:00～

2. 実施内容

8:00にマグニチュード7.6の地震が発生し震度7を観測されたとの想定で、一時避難場所への避難及び安否確認訓練を実施します。

防災行政無線及び防災アプリ・防災行政メールにより緊急地震速報（サイレン）等が放送されます。早朝からの訓練ですが、ご協力をお願いします。



当日の訓練内容

①自宅での訓練

- ・緊急地震速報を合図に、シェイクアウト訓練
- ・家族の安全確認
- ・火の始末、ブレーカーの確認
- ・非常持ち出し品の持ち出し等

②各行政区での一時避難訓練

- ・隣近所の安全を確認
- ・各行政区の一時避難場所（裏面参照）に避難し、安否確認
- ・安否確認内容を現地災害対策本部（各支所）に報告

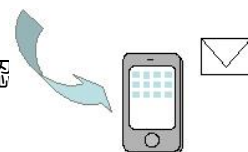
③家族防災会議

- ・防災について、各家庭で話し合う

※防災行政情報とは

防犯、防災、感染症情報などをアプリのプッシュ通知やEメールで直接お知らせします。ぜひご登録をお願いします。

登録方法は裏面をご覧ください。



※シェイクアウト訓練とは・・・①姿勢を低くし ②頭を守り ③動かない

緊急地震速報を合図に、各自、居所で身の安全を守る3つの行動をとる訓練です。

※訓練を中止するとき

当日又は前日に災害が発生した場合、あるいは発生のおそれがある場合や気象警報が発表された場合は訓練を「中止」します。

訓練を中止する場合は、当日午前7時5分に防災行政無線、防災アプリ・防災行政メールによりお知らせします。

主催：坂井市 【問合せ先】坂井市危機管理対策課 TEL：50-3525

※裏面も必ずお読みください。

一時避難場所をご確認下さい

※一時避難場所とは…

各行政区などで定められた、災害時に一時的に近隣住民が避難する場所。

特に地震の際には、一時避難場所では住民の点呼をとることで、家屋内に取り残されている人の把握などを行い、迅速な救援活動を行うことができます。

＜お住まいの行政区の一時避難場所＞ ※一時避難場所についてのお問い合わせは区長まで

地 区		行 政 区	
一時避難場所 ①			
一時避難場所 ②			
一時避難場所 ③			
一時避難場所 ④			
一時避難場所 ⑤			
一時避難場所 ⑥			
一時避難場所 ⑦			

もし地震がおきたら、いざというとき家族がばらばらだったら、どうやって連絡を取りますか？
この機会に家族や職場で、避難場所・避難方法・連絡方法を確認しておきましょう。



坂井市では、「防災アプリ」等を「命を守る、防災情報を伝えるツール」として活用し、緊急情報を市民の皆さまに直接お知らせしています。ご家族とご自身の命を守るために、登録してください。

（１）防災アプリの登録方法

- ・お持ちのスマートフォン等にて、QRコードからアクセスし、アプリをダウンロードしてください。

(iPhone・iPad等の方)



(Android 端末の方)



（２）防災行政メールの登録方法

- ・登録希望の方がお持ちの携帯電話にて、QRコード等から登録画面にアクセスして登録をします。
- ・登録ご希望の方は、右のQRコードより空メールを送信してください。

※指定受信登録をお願いします。① @otokunet.jp ② anzen@city.fukui-sakai.lg.jp

スマホ用URL

<https://www.otokunet.jp/cgihp/bouspregist.php?SID=355>

携帯電話用URL

<http://www.otokunet.jp/cgi/ctinfo.php?ac=1&SID=355>





大切な家族の命を守る「家族防災会議」

災害時に家族があわてず行動できるように、実際に災害が発生した時のことを想定して、家族で防災について話し合いをしましょう。

CHECK POINT 01

一人一人の役割分担を決めましょう！

- ☐ 日常的な防災の役割と、災害が起こった時や避難する時の役割を決めておきましょう。
- ☐ 災害時に「誰が」「何を」するのか、「何が」必要なのか、事前に確認しておきましょう。
- ☐ 高齢者や乳幼児がいる家庭では、「誰」が「誰」を助けるのかも決めておきましょう。

※役割分担の例

非常用持出品 / 備蓄品を管理する担当、ガス元栓を閉める担当、ブレーカを切る担当
非常用持出品の担当、高齢者などの保護担当
災害用伝言板（web171）の担当 など

CHECK POINT 02

家の危険箇所をチェックしましょう！

- ☐ 家の内外や周辺に危険箇所がないか、定期的確認・点検しましょう。
- ☐ 危険箇所がある場合は、修理や補強などの安全対策について話し合いましょう。

※安全対策の例

- ☐ 家具などの転倒防止（L字金具・支柱などを利用）
- ☐ 家具の上に重いものや危険なものを置かない
- ☐ 通路や出入口に荷物を置かない
- ☐ 屋根瓦がずれたりしていないか確認
- ☐ ベランダに飛散するようなものを置かない
- ☐ 雨どい・排水溝などを掃除（スムーズな排水に）
- ☐ プロパンガスボンベの固定 など

CHECK POINT 03

非常用持出品 / 備蓄品をチェックしましょう！

- ☐ 家族構成を考えながら、必要なものがそろっているか確認 / 準備しましょう。
- ☐ 定期的に保存状態や使用期限などを点検し、必要なら交換しておきましょう。
- ☐ 「誰が」交換するのも決めておきましょう。
- ☐ 食料や水など期限の短いものは、ローリングストックでの備蓄が勧められています。

※ローリングストックとは、普段から少し多く食糧等を購入、使った分だけ買い足すことで、一定量を備蓄する方法です
※非常用持出品・備蓄品の一覧は、市ホームページや、防災アプリで確認してください

CHECK POINT 04

災害時の連絡方法や避難所を確認しましょう！

- ☐ 家族が離ればなれになった場合の連絡方法や地域の避難場所 / 避難所を確認しましょう。
- ☐ 自宅に近い避難場所 / 避難所を確認し、災害応じた避難ルートについて話し合いましょう。
- ☐ 災害時に速やかに避難できるように、休日を利用して家族全員で歩いてみましょう。 防災さんぽ

※各区では、集会場や公園などを「一時避難場所」として決めています。区長さんに確認してください。
※避難ルートを話し合う場合は、ハザードマップで災害リスクについて事前に確認してください。
(地震 / 津波 / 洪水 / 土砂 など)

CHECK POINT 05

隣近所や家族に声を掛け合いましょう！

- ☐ 災害情報を取得した時や、避難情報が発表された時は、隣近所でお互いに声を掛け合っていざというときに備えましょう。
- ☐ 防災アプリ等を活用し、積極的な情報取得と、ご高齢の方への情報提供をしましょう。
- ☐ ご家族 / ご友人が遠くにお住まいの場合も、防災アプリ等で情報取得し、直接電話で伝える取組も推奨されています。 逃げなきゃコール

※逃げなきゃコールとは、離れた場所に住んでいるご高齢の家族などに、直接電話で避難を呼びかける取り組みです

IMPORTANT POINTS

防災 / 災害情報リスト

平常時も災害時も役立つ情報！スマートフォン / 携帯電話で登録・確認！

■坂井市ホームページ

<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp>

□坂井市防災アプリ「防災サボ」



※災害用伝言板（web171）も使えます

□気象庁防災情報（坂井市）

<https://www.jma.go.jp>



□坂井市防災行政メール



□坂井市ハザードマップ



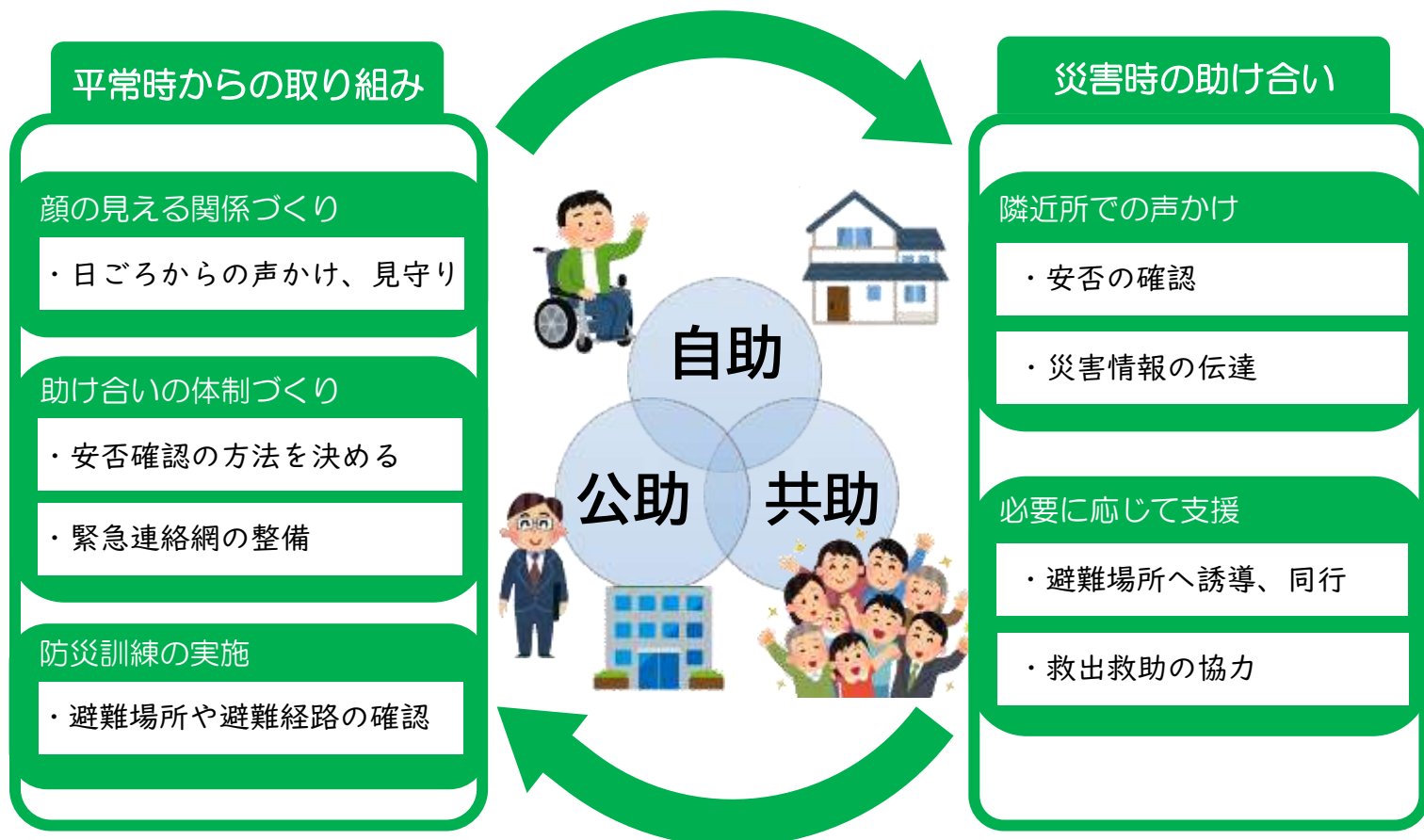
□福井県防災ネット

<http://www.bousai.pref.fukui.lg.jp>



坂井市避難行動要支援者支援制度 登録者名簿・個別避難計画の活用について

大きな災害が発生すると、行政だけでは十分な支援を行えないことが想定されます。速やかに避難をして、被害を最小限に抑えるためにも、いざというときに頼りになるのは、町内会などの地域の人々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。平常時の見守りや災害発生時の安否確認、避難誘導等の支援を行うためにそれぞれの行政区において登録者名簿・個別避難計画をご活用ください。



平時における地域福祉の連携は災害時に生きる、災害をきっかけとした連携は平時に生きる。

**平時から地域の防災力を高めておくために、
登録者名簿・個別避難計画を活用していきませんか。**

注意

- この登録者名簿及び個別避難計画には個人情報が含まれています。防災や声かけ見守りなどの地域福祉に関すること以外で活用する場合には、十分注意して取り扱っていただきますようお願いいたします。
- 避難時の支援は、あくまで地域の支援者の厚意によって、できる範囲で行っていただくものです。支援者に法的な責任や義務を強いるものではありません。

登録者名簿・個別避難計画に記載されている情報は、災害時の避難行動や救援活動に役立てることを目的として、登録されている方より、居住している地域の【消防、警察、区長、自主防災組織、民生委員・児童委員、坂井市社会福祉協議会、福祉委員等】に情報を提供する同意を得ております。

問合せ先

坂井市役所 健康福祉部 社会福祉課
〒910-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1
TEL (0776) 50-3041
FAX (0776) 68-0324

別紙 3

防災訓練 安否確認報告 LINE 利用方法について



◇右の QR コードを読み取り、安否確認入力画面におすすみください。

※今回の防災訓練では、試行的にこの方法を実施し、今後の活用を検討します。

※実際の災害が発生した場合にも報告できるように、今後は坂井市公式 LINE からでも入力できる設定に見直していきます。

◇安否確認の質問内容は下記のとおりです

Q1. 行政区を選んでください

地区名を選んでください

行政区を選んでください

Q2. 報告者（区長など、代表者）について入力してください

氏名

携帯電話番号

Q3. 安否確認が取れた人数を入力してください

Q4. 安否確認が取れた方の中に、けが人はいますか？

☐ けが人あり

☐ けが人なし

Q5. 人的被害数を入力してください

おおよその人数を入力してください（死亡者、重傷者、中・軽症者の合計数）

※今回は訓練のため、Q4 でけが人なしと回答した場合は、この質問は表示されません

Q6. 現在確認できている範囲で家屋の被害はありますか

☐ 被害あり

☐ 被害なし

Q7. 家屋被害数を入力してください

おおよその棟数を入力してください

※今回は訓練のため、Q6 で被害なしと回答した場合は、この質問は表示されません

Q8. 現在確認できている範囲で火災はありますか

☐ 火災あり

☐ 火災なし

Q9. 火災件数を入力してください。

おおよその件数を入力してください

※今回は訓練のため、Q8 で被害なしと回答した場合は、この質問は表示されません

Q10. その他、緊急的に報告が必要な事項があれば入力してください